

法令名	瀬戸内海環境保全特別措置法〔 昭和48.10.2 法律第110号 〕 〔 改正平成27.10.2 法律第78号 〕
制度の趣旨	この法律は、瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念を定め、及び瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するための瀬戸内海の環境の保全に関する計画の策定等に関し必要な事項を定めるとともに、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生防止、自然海浜の保全、環境保全のための事業の促進等に関し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的とする。(法第1条)
対象地域	徳島県の区域のうち、海部郡（美波町日和佐赤松地域を除く）の区域は瀬戸内海環境保全特別措置法の対象区域外 但し、海部郡（美波町日和佐赤松地域を除く）で特定施設を設置する場合は、水質汚濁防止法の届出を要する。
特定施設の種類の	○水質汚濁防止法施行令 別表第1に規定する施設 ○ダイオキシン類対策特別措置法施行令 別表第2に規定する水質基準対象施設
必要な手続き等	<p>特定施設を設置する場合は、瀬戸内海環境保全特別措置法の設置の許可申請をしなければならない。</p> <p>○特定施設の設置の許可（法第5条） 関係府県の区域（政令で定める区域を除く。）において工場又は事業場から公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に水を排出する者は、特定施設（同条第二項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第十二条第一項第六号に規定する水質基準対象施設をいい、水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法第十二条第一項第六号に規定する水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水（以下「排出水」という。）の一日当たりの最大量が五十立方メートル未満である場合における当該特定施設その他政令で定めるものを除く。以下同じ。）を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を府県知事に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</li> <li>二 工場又は事業場の名称及び所在地</li> <li>三 特定施設の種類の</li> <li>四 特定施設の構造</li> <li>五 特定施設の使用の方法</li> <li>六 特定施設から排出される汚水又は廃液（以下「汚水等」という。）の処理の方法</li> <li>七 排出水の量（排水系統別の量を含む。）</li> <li>八 排出水の汚染状態（排水系統別の汚染状態を含む。）その他環境省令で定める事項</li> </ol> <p>3 前項の申請書には、当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を添付しなければならない。</p> <p>4 府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、その概要を告示するとともに、前項の書面をその告示の日から三週間公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>5 府県知事は、前項の告示をしたときは、遅滞なく、その旨を当該特定施設の設置に関し環境保全上関係がある他の関係府県の知事及び市町村の長に通知し、期間を指定して当該関係府県知事及び当該市町村長の意見を求めなければならない。</p> <p>6 第四項の告示があつたときは、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該府県知事に、第三項の事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。</p> <p>7 第三項の事前評価に関し必要な事項は、環境省令で定める。</p> <p>○新設等の協議（徳島県生活環境保全条例 第48条第1項） 特定施設を設置する事業場のうち平均排水量1,000m<sup>3</sup>/日以上のもの、又は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和46年政令第264号）別表第一に掲げる施設のいずれかを設置するもの</p>

許 可 基 準	<p>○特定施設の設置の許可の基準（法第六条）          特定施設が次の各号のいずれかに該当するものであると認めるときでなければ、法第5条第1項の許可をしてはならない。</p> <p>一 廃棄物の処理を目的とする工場又は事業場に係るものであること。          二 当該特定施設からの汚水等の排出が瀬戸内海の環境を保全する上において著しい支障を生じさせるおそれがないものであること。</p>
規 制 基 準	<p>○排水基準          排水基準を定める省令（昭和46年6月21日総理府令第35号）別表第1及び第2</p> <p>○上乗せ排水基準          徳島県生活環境保全条例 別表第16</p> <p>○総量規制          総量規制基準値：徳島県報にて告示</p>
許 可 申 請	<pre> graph LR     A[申請者] -- 申請 --&gt; B[環境管理課 (徳島市内は 徳島市環境 保全課)]     B -- 許可 --&gt; A     B -- 告示・縦覧 --&gt; C[告示・縦覧]     B -- 意見照会 --&gt; D[関係機関 利害関係者]     D -- 意見 --&gt; B         </pre>
照 会 先	<p>県民環境部環境管理課（088-621-2272）          ※徳島市内は、徳島市環境保全課（088-621-5213）</p>